

「第五次中期計画」の合意について

令和元年9月4日

公私連絡協議会

東京の高等学校教育は、公私協調の精神に基づき、「公私連絡協議会」で協議を行ってきた歴史的な経緯を踏まえ、公立高校と私立高校が協力し推進してきた。次代を担う人材を育成していく観点から、今後も公私が緊密に連携することにより、様々な教育課題に適切に対応し、その解決に向けた取組を協調して行っていくことが求められる。

こうした点から、東京都における高等学校就学対策については、公私連絡協議会において中長期的な視点に立ち、生徒減少期である平成12年度から平成16年度までの中期計画に始まり、次いで平成17年度から平成21年度まで、平成22年度から平成26年度まで、さらには生徒数の急激な増減はなく、増加した生徒数をほぼ維持した平成27年度から平成31年度までの中期計画と、四度にわたって5か年の中期計画を策定してきた。

令和2年度以降の5年間の生徒数は、一時的には減少するものの、その後は増加を続けることが見込まれていることから、平成30年11月19日合意の「都内公立中学校卒業予定者数の増加に対する生徒の受入れについて」における方針も踏まえ、公私双方の責務として、引き続き継続的かつ安定的な就学計画を策定し、一人でも多くの生徒を高校教育に受け入れていく必要がある。

また、近年は、生徒の進路選択において多様化が見受けられ、全日制等進学志望率は漸減傾向にあることから、今後の生徒の高校進学における志望状況の変化にも適切に対応していく必要がある。

就学計画が都民の高校進学への期待感に応えるものであること、また現行計画においても改善に向けて取り組むべき余地がいまだあることも踏まえ、令和2年度から令和6年度までの就学対策として、下記のとおり「第五次中期計画」を策定する。

課題となっている計画進学率と実績進学率の乖離^{かいり}等については、公私間の連携をより一層強化し、更なる工夫・努力により引き続き就学計画の達成を目指していく。

なお、「第五次中期計画」に関連した公私の主張の要旨は、別添参考資料のとおりであることを確認した。

記

1 「第五次中期計画」（令和2年度から令和6年度まで）

- (1) これまで、就学計画を立てる上での進学率については、96.0%を基本としてきたが、全日制等進学志望率の漸減傾向等を踏まえ、進学率を95.0%へ変更する。その上で、生徒の進路選択の状況に更なる変化が生じた場合は、進学率について必要に応じ協議する。

なお、実績進学率の向上に向けては、引き続き必要に応じ協議を行い実効ある対策を講じる。

- (2) 公私分担は、現行分担率都立59.6：私立40.4を基点分担割合としつつ、令和2年度から令和6年度までの各年度就学計画では、一層の公私協調により、実績進学率の向上を図るよう、公私分担も必要に応じ協議する。

2 「第五次中期計画」に係る留意点

- (1) 都立高校における入学者の受入れ等については、入学者選抜における各都立高校への指導を徹底し、島しょを除いた区部・多摩地域にある都立高校の各校において、定員超過とならないよう、引き続き改善に努める。
- (2) 私立高校の計画達成に向けては、各私立高校の努力により実績向上を図るとともに、公私が協調して、私立高校がその目標値を達成するための具体策を講じる。

3 その他

「第五次中期計画」期間後の都内公立中学校卒業予定者数の増加に対しては、「都内公立中学校卒業予定者数の増加に対する生徒の受入れについて」の内容を踏まえ、令和7年度からの「第六次中期計画（仮称）」及び毎年度の就学計画の策定において、適正な就学機会の確保に向け協議していく。

(参考資料)

第五次中期計画の協議に際し、都教育委員会と一般財団法人東京私立中学高等学校協会は、計画進学率及び公私分担等に関して以下の考えを述べた。

1 東京私立中高協会の主張の要点

(1) 計画進学率について

計画進学率と実績進学率との間には、長年にわたって大きな乖離^{かいり}があり、現在までのところ大きな改善は見られていない。計画進学率は公立中学校長会の進路対策委員会が調査する、生徒の第一志望校調査に基づいて決定されている。したがってそれは、各高校の募集人員に基づいて確定する実績進学率に比して常に上回る事となる。

しかも近年、他県認可の広域通信制高等学校を志望する者が急増するなど進路選択が多様化していることもあって、計画進学率や実績進学率には漸減傾向が見られる。については、今後も公私立高校の就学計画策定の基礎値としてこの調査結果を用いるのであれば、生徒の志望と実績の関係などについても調査分析し、実績値を反映させた精度の高い計画進学率に改めるべきである。

(2) 公私分担について

平成30年11月19日の公私連絡協議会において合意した「都内公立中学校卒業予定者数の増加に対する生徒の受入れについて」の主旨によれば、今後も都内公立中学校の生徒数の増減が想定されているものの、基本的に現在の都立高校と私立高校の教育資産の活用により十分受入可能である。

したがって公私分担については、それらの対応を着実に進める上で、柔軟に対応する必要がある。現状では従来の比率を基に公私の受入人員を策定しているが、都立高校においては新たな高校を建設することは適切でない。一方、私立高校においては「高等学校への進学希望者数や都立高校の収容規模等を踏まえ、現有の教育資産を最大限に活用し、都内生を責任を持って確実に受け入れる。」こととしている。

(3) 男女別定員について

教育における男女別の在り方については、私立学校においてはその重要性について十分に認識し、私学教育の自由ないし伝統として男女別学校も多数存在している。一方で公立学校においては、一般的な社会の要請として男女別定員制に慎重であろうとするのは、公立学校としての基本的な立場として理解する。

しかし都立高校においても、男女合同定員制の単位制高校や総合学科、専門学科の高校の一部では、在籍者のほとんどを男女のいずれかが占める学校も存する。いずれにしても、公立中学校における生徒の男女人員の実態や、中学生段階における男女の発達段階などを考慮しない就学計画は現実的であるとはいえない。また私立学校への影響も大きいことは明白である。現行の男女別定員緩和校の活用などにより実態に即した対応をすべきである。

2 都教育委員会の主張の要点

(1) 計画進学率について

計画進学率は、高校進学に対する都民ニーズに適切に対応していく観点から、漸減傾向にある進学志望率の状況を勘案する一方で、今後の動向については明確な予測が立たないことを踏まえ、直近の進学志望率だけを基準とするのではなく、高校への進学を希望する意欲と熱意のある生徒を、公私双方で確実に受け入れることが可能な計画進学率を設定することが妥当である。

(2) 公私分担について

分担方法については、都民への説明責任を果たす観点から、生徒の受入れを公私が責任をもって分担し、双方の収容能力を有効に活用してきた経緯があり、計画の継続性・安定性の観点及び公私の努力による実績進学率向上への余地があることから、現行の公私分担割合に基づく分担方法を継続していくことが妥当である。

(3) 男女別定員について

男女別定員については、平成26年1月、東京都立高等学校入学者選抜検討委員会において「男女共同参画を基本としている時代の流れからすれば、募集を男女に分けて行う男女別定員制は廃止し、男女合同定員制とするべきであるが、中学校の進路指導及び私立高等学校に与える影響が大きいことなどを考慮すると、男女別定員制の緩和を実施してきた成果や近年における受検者の動向などの資料を基に分析し、十分な検証・検討を行う必要がある。」とされ、その後、毎年度継続して同委員会で検討されてきた。男女別定員制については、社会環境の変化等に伴い、その在り方について、都民からの意見も多く寄せられているところである。そうした状況も踏まえ、男女別定員による受検生における不公平感をなくし、より男女平等な入学者選抜とするために、男女別定員について見直しを含めた検討を進める必要がある。